平成２２年（フ）第４６１号
千葉市稲毛区作草部町641番地１　作草部ハウス２棟206号
債務者　磯野　望美
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０８号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目15番地６ヴェルドパークＢ―103号
債務者　根元　利枝
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２１号
千葉県船橋市前貝塚町1018番地10　ロックⅢ―202号
債務者　榎本　澄枝
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２３号
千葉市中央区院内２丁目３番５号
債務者　岩瀬　瑞江（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２８号
千葉県船橋市習志野台５丁目４番31号シティハイムセルト101号
債務者　田邉　雅代
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４２号
千葉県市原市皆吉1563番地53
債務者　丸山　　哲
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４３号
千葉県船橋市二和東５丁目48番20―103号
債務者　石毛　信一
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４４号
千葉県船橋市二和東５丁目48番20―103号
債務者　石毛　明美
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６４号
千葉県船橋市前原西８丁目２番３―306号
債務者　三橋　　亮
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６７号
千葉県船橋市東船橋１丁目８番１号　スリーエム103号
債務者　宮本　辰也
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９９号
千葉市緑区おゆみ野４―10―２コーポ白百合Ｅ棟103、住民票上の住所東京都新宿区西新宿８丁目８番18―106号
債務者　草野江利子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
石川県白山市相木町901番地
債務者　矢田　千鶴
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
長野県塩尻市大字塩尻町709番地１
債務者　伊藤　優子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県安曇野市三郷明盛343番地５　プリムローズＡ103
債務者　前村　雅人
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県安曇野市三郷明盛343番地５　プリムローズＡ103
債務者　前村　和美
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２８号
長野県松本市大字笹賀7445番地１　市営住宅139号
債務者　上條ふみ代
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８５４号
岐阜県関市上之保1523番地
債務者　加藤　彌生
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８５９号
岐阜市大洞桐が丘１丁目22番地市営住宅大洞緑団地19号棟1914号室
債務者　加藤　光春
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　岐阜地方裁判所